

令和 7 年（2025 年）9 月 30 日

市内障害福祉サービス等事業者 各位

八王子市長 初宿 和夫

（ 公 印 省 略 ）

「令和 6 年度（2024 年度）八王子市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（以下「計画」という。）のモニタリング結果を踏まえた今後の指定事務の方向性と一部の指定障害福祉サービスに関する事前相談の一時休止について（通知）

標記について、下記のとおり通知します。

記

1 条件付き指定の導入検討について

複数の指定障害福祉サービスにおいて、サービス量の見込みを超過している一方で、重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）、強度行動障害のある障害者（児）を受け入れる施設の整備が不十分となっています。今後は、そのような障害者（児）を施設の利用対象者とする条件を指定時に付すといった検討を行います。

条件付き指定となった場合、その条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行う可能性がありますので、八王子市での開設を検討している事業者の方は、八王子市の考えを十分にご理解のうえ、慎重なご検討をお願いします。

なお、条件付き指定の内容や時期については、八王子市からの発表をお待ちください。

2 バリアフリー化の一層の促進の検討について

計画の施策 61 でバリアフリー化の促進を掲げている一方で、指定障害福祉サービスのうち、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助については、バリアフリーの緩和を認めているケースがあります。

今後、より一層の課題として顕在化される高齢障害者への対応策として、このバリアフリー緩和の考えを改める可能性があり、八王子市社会福祉審議会にて審議のうえ、答申を頂く予定です。

3 適正な障害福祉サービス事業の運営に関する審査の厳格化について

障害者総合支援法第 36 条第 3 項第 3 号において、指定権者である八王子市は、条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるときは、指定をしてはならないとされています。

八王子市では指定申請書のご提出前の事前相談を必須としております。今後は、この事前相談の内容を適正な障害福祉サービス事業が運営可能かの判断材料の一つとしますので、代理人に委任されて

いる場合であっても、必ず事業者の然るべき方が来庁するようお願いいたします。

今後、事業者の代理人を称する不動産会社やコンサルタント会社等の単独での個別事案へのお問い合わせ（お電話、ご来庁及び文書での照会等）については、お受けしませんので、必ず事業者の方から事前相談という形でお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

4 障害者（児）施設の新規開設及び定員増に関する事前相談の一時休止について

複数の指定障害福祉サービスにおいて、サービス量の見込みを超過しており、八王子市障害者地域自立支援協議会において、「日中サービス支援型共同生活援助事業所の見えにくい不適切な支援状況」が取り組むべき地域課題として、まとめられていることを受け、日中サービス支援型共同生活援助事業所における適正な運営に関する審査の仕組みの構築が急務となっています。

そこで、日中サービス支援型共同生活援助事業所の運営状況を改善・向上する取り組みに集中することで障害者やその家族等が安心した生活を営むことができるようにするため、以下のとおり、一部の指定障害福祉サービス事業の新規開設及び定員増に関する事前相談の一時休止を行います。

（１）一時休止の対象となる指定障害福祉サービス事業等について

指定共同生活援助

※ 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害のある障害者を対象とした共同生活援助事業の事前相談は、通常どおり、お受けします。

なお、日中サービス支援型指定共同生活援助については、重度・重複障害者や医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害のある障害者を対象としたものであっても、一時休止理由を鑑みて、一時休止となります。

（２）一時休止期間

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）12 月 31 日

※一時休止期間を延長する場合、八王子市ホームページでお知らせします。

（３）その他

今後、共同生活援助事業所以外のサービス種別についても、事業者の質の改善・向上に資する取り組みの検討を行うために、新規開設等に関する事前相談を一時休止する可能性があります。

八王子市福祉部障害者福祉課
事業者指定担当